

住民投票制度の制定に関する参考資料

(その1)

長崎市市市民投票規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎市よかまちづくり基本条例（平成27年9月30日 条例第39号）第9条の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（市民投票に付することができる事項）

第2条 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項は、本市の自治（長崎市よかまちづくり基本条例第2条第3号に規定するよかまちづくりをいう。）の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (4) 市内部の事務処理に関する事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項

（市民投票の請求等）

第3条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において本市の選挙人名簿に登録されている者（以下「請求資格者」という。）は、規則で定めるところにより、その総数の20分の1以上の者の連署をもって、市民投票を發議し、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

2 請求資格者のうち次に掲げる者は、前項の代表者となり、又は代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方式等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。）第17条第4項の規定により公職選挙法第27条第1項の選挙権を有しない者である旨の表示をされている者を含む。）

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

3 第1項の代表者は、規則で定めるところにより、市長に対し、市民投票に付そうとする

事項が前条各号のいずれにも該当しないことの確認を求めなければならない。

4 市議会は、議員の定数の1/2以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、長崎市選挙管理委員長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

5 市長は、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。

6 長崎市選挙管理委員長は、第1項の規定による請求資格者からの請求（以下「市民請求」という。）があったとき、又は第4項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があった場合で、その請求の内容が前条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、市民投票を実施しなければならない。

7 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は自ら行った市民投票の発議（以下「市長発議」という。）により市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するものとする。

（市民投票の形式）

第4条 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

（投票資格者）

第5条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項の規定により本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は電磁記録投票法第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しない。

（投票資格者名簿の調製等）

第6条 長崎市選挙管理委員長は、投票資格者について、規則で定めるところにより、投票資格者名簿を調製するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示をされている者（電磁記録投票法第17条第4項の規定により公職選挙法第27条第1項の選挙権を有しない者である旨の表示をされている者を含む。）は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

(市民投票の期日)

第7条 長崎市選挙管理委員長は、第3条第7項の規定による公表の日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの期間の範囲内において、市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 前項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、長崎県の議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他長崎市選挙管理委員長が特に必要と認めるときは、投票日を前項に規定する期間の範囲内で変更することができる。

3 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定により投票日を変更したときは、これを公表するものとする。

4 長崎市選挙管理委員長は、投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票所等)

第8条 投票所及び第12条第5項に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、規則で定めるところにより、長崎市選挙管理委員長の指定する場所に設ける。

2 長崎市選挙管理委員長は、投票所にあつては投票日の5日前までに、期日前投票所にあつては前条第4項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）にその場所を告示しなければならない。

(投票資格者名簿の登録及び投票)

第9条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、市民投票と同時に公職選挙法の規定に基づく選挙が行われた場合において、

同法第42条第1項ただし書の規定により投票した者（その投票した日において市の区域内に住所を有している者に限る。）については、当該市民投票の投票をすることができる。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第10条 投票の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票所における投票)

第11条 市民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

（投票の方法）

第12条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票人は、投票用紙の2つの選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項及び次条第1項第6号の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、視覚に障害を有する投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。この場合において、点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に市民投票に付された事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

5 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（無効投票）

第13条 前条第2項に規定する投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の2つの選択肢の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) ○の記号を自書しないもの
- (7) 白紙投票

2 前条第4項に規定する点字投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの

- (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成又は反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 賛成又は反対を自書しないもの
- (7) 白紙投票

(情報の提供)

第14条 長崎市選挙管理委員長は、告示日から投票日の2日前までに、市民請求若しくは議会請求又は長崎市選挙管理委員長発議の内容の趣旨及び第7条第4項に規定する告示の内容その他市民投票の実施に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、告示日から投票日の前日までの間、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容を記載した文書の写し及び市民請求若しくは議会請求又は長崎市選挙管理委員長発議により投票に付する事項に関する計画案その他行政上の資料を一般の縦覧に供しなければならない。ただし、長崎市市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。

3 長崎市選挙管理委員長は、前2項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第15条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(開票所等)

第16条 開票所は、規則で定めるところにより、長崎市選挙管理委員長の指定した場所に設ける。

2 長崎市選挙管理委員長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(市民投票の成立等)

第17条 市民投票は、規則で定めるところにより、1の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の3分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定により市民投票が成立しなかったとき又は市民投票が成立し、投票総数、開票の結果その他規則で定める事項が確定したときは、規則で定めるところにより、直ちにこれを告示するとともに、市民請求又は議会請求に係る市民投票について、当該告示の内容を当該市民請求に係る代表者又は市の議会議長に通知しなければならない。

(市民投票の結果)

第18条 市民投票に付された事項について市民の賛否の意思は、有効投票総数の過半数をもって決し、これをもって市民投票の結果とする。

(結果の尊重)

第19条 市議会及び長崎市選挙管理委員長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

第20条 投票時間、投票立会人、開票時間、開票立会人その他市民投票の投票及び開票に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この規則は、長崎市よかまちづくり基本条例に基づく規則として令和 年 月 日から施行する。

住民投票制度の制定に関する参考資料

(その2)

長崎市市民投票規則施行規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎市市民投票規則（令和 年 月 日規則第 号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、市民投票に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求権を有する者の数の告示）

第2条 長崎市選挙管理委員長は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の20分の1の数をその登録が行われた日後直ちに告示するものとする。

（代表者証明書の申請等）

第3条 規則第3条第1項の規定により市民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、長崎市選挙管理委員長に対し、様式第1号の請求書により、市民投票に付そうとする事項及びその要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した様式第2号の請求書（以下「実施請求書」という。）の当該市民投票に付そうとする事項が規則第2条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことの確認の請求をするとともに、様式第3号の申請書により代表者であることの証明書の交付を申請しなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の請求があった場合において、市民投票に付する事項が規則第4条に規定する形式に該当しないとき、又は実施請求書に形式上の不備があると認めるときは、代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

（代表者証明書の交付等）

第4条 長崎市選挙管理委員長は、前条第1項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が規則第2条各号のいずれにも該当しないこと及び規則第4条に規定する形式に該当すること並びに代表者が規則第3条第1項に規定する請求資格者（以下「請求資格者」という。）であり、かつ、同条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを確認したときは、前条第1項の規定による申請の日現在における請求資格者の数の総数の20分の1の数を付記した様式第4号の証明書（以下「代表者証明書」という。）を代表者に交付するとともに、その旨を告示するものと

する。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定による交付の際に、実施請求書を返付するものとする。

3 長崎市選挙管理委員長は、第1項の規定により代表者証明書を交付したときは、直ちに同項の規定により代表者証明書に付記した請求資格者の数の総数の6分の1の数を告示するものとする。

(申請の却下)

第5条 長崎市選挙管理委員長は、第3条第1項の規定による請求及び申請があった場合において、代表者が代表者たる資格を有しないと認めるとき、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が規則第2条各号に規定するいずれかの事項に該当すると認めるとき、又は代表者が前条第2項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、第3条第1項の規定による請求及び申請を却下するものとする。

2 前項の規定による却下をしたときは、長崎市選挙管理委員長は、その旨を当該請求及び申請をした者に対し様式第5号の通知書により通知するものとする。

(代表者の変更)

第6条 代表者証明書の交付を受けた代表者が2人以上ある場合において、その一部の代表者が規則第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の代表者は、様式第6号の届出書に当該代表者証明書を添えて長崎市選挙管理委員長に届け出て、当該代表者証明書に代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の届出を受けた場合その他当該代表者が規則第3条第2項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(署名の実施)

第7条 代表者は、様式第7号の署名簿（以下「署名簿」という。）に市民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名（視覚に障害を有する者が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印を求めなければならない。

2 代表者は、請求資格者に委任して、他の請求資格者に対して、署名簿に署名及び押印を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び

代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めることを代表者から委任された旨を示す様式第8号の委任状（以下「署名収集委任状」という。）又はその写しを付した署名簿を用いなければならない。

3 代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるための委任をしたときは、直ちに様式第9号の届出書により長崎市選挙管理委員長に届け出なければならない。

4 本市において衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、長崎県の議会の議員若しくは長の選挙又は長崎市の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項及び第6項に規定する期間については、第1項及び第2項の規定による署名及び押印を求める事ができない。

5 請求資格者は、身体の故障又はその他の理由により署名簿に署名することができないときは、他の請求資格者（代表者及び第2項の規定により代表者から委任を受けて請求資格者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求資格者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による請求資格者の氏名の記載は、委任をした者の署名とみなす。

6 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求資格者の氏名を署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

7 第1項及び第2項の規定による署名及び押印は、第4条第1項の規定による告示があった日から31日以内でなければこれを求めることができない。ただし、第4項の規定により署名及び押印を求めることができないこととなったときは、その期間を除くものとする。

8 署名簿に署名及び押印をした者は、代表者が次条第1項の規定により署名簿を長崎市選挙管理委員長に提出するまでの間は、代表者を通じて、署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

（署名簿の提出）

第8条 署名簿に署名及び押印をした者の数が第4条第3項の規定により告示された数に達したときは、代表者は、前条第7項の規定による期間中又は期間満了の日の翌日から起算して5日以内に、署名簿（署名簿が2冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）に様式第10号の申請書を付して長崎市選挙管理委員長に提出し、署名簿に署名及び押印をした者が請求資格者であることの証明を求めなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第4条第3項の規定により告示した数に達したと認められないとき又は前項の規定による提出が同項の規定による期間の経過後にされたものであるときは、これを却下するものとする。

(署名の審査)

第9条 長崎市選挙管理委員長は、前条第1項の規定による申請があった日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の審査をするに当たっては公職選挙法第22条の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録した選挙人名簿を署名審査用の名簿として使用するものとする。

3 長崎市選挙管理委員長は、第1項の証明をするに当たっては1の署名ごとに審査を行い、審査の結果、署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明するものとする。

(署名の効力及び関係人の出頭証言)

第10条 長崎市選挙管理委員長は、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その1を有効と決定するものとする。

2 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

(1) この規則の定める所定の手続によらない署名

(2) 何人であるかを確認し難い署名

3 第12条第3項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で長崎市選挙管理委員長がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

4 長崎市選挙管理委員長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(署名審査録)

第11条 長崎市選挙管理委員長は、様式第11号の署名審査録(以下「署名審査録」という。)を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存するものとする。

(署名簿の縦覧及び署名の証明の修正)

第12条 長崎市選挙管理委員長は、第9条第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了

したときは、署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効署名の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を第9条第2項の署名審査用の名簿に登載されている者の縦覧に供するものとする。

2 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、長崎市選挙管理委員長は、あらかじめこれを告示し、かつ、公衆の見易い方法によりこれを公表するものとする。

3 署名簿の署名に異議があるときは、代表者、その委任を受けた者、署名をした者、他人に自己の名を偽筆された者等署名に直接利害関係があるものは、第1項の規定による縦覧期間内に長崎市選挙管理委員長にこれを申し出ることができる。

4 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定するものとする。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第9条第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知するものとする。

5 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載するものとする。

(署名簿の返付)

第13条 長崎市選挙管理委員長は、前条第1項の規定による縦覧期間内に異議の申出がないとき、又は同条第4項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定により署名簿を代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載するものとする。

(市民投票の請求)

第14条 市民請求は、前条第1項の規定により返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し、代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、長崎市選挙管理委員長に対して実施請求書に有効署名が第4条第3項の規定により告示した数以上であることを証明する様式第12号の証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の市民請求があった場合において、その請求が規則又は

この規則で定める方式を欠いているときは、3日以内の期限を付してこれを補正させるものとする。

(請求の却下)

第15条 前条第1項の市民請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が第4条第3項の規定により告示した数に達しないとき、又は前条第1項に規定する期間を経過しているとき、又は代表者が前条第2項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、長崎市選挙管理委員長はこれを却下するものとする。

2 前項の却下をしたときは、長崎市選挙管理委員長は、直ちにその旨を告示するものとする。

(市民投票の実施の通知)

第16条 長崎市選挙管理委員長は、規則第3条第7項の規定による公表をしたときは、当該投票の請求が市民請求である場合は代表者に、同条第6項に規定する議会請求である場合は議会議長にその旨を通知するものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第17条 長崎市選挙管理委員長は、規則第8条第2項に規定する告示日（以下「告示日」という。）の前日現在の規則第5条第1項の投票資格者（以下「投票資格者」という。）を規則第6条第1項の投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）に登録するものとする。この場合において、投票資格者の年齢は、市民投票の期日（以下「投票日」という。）現在によるものとする。

2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等の記載をするものとする。

3 投票資格者名簿は、第19条に規定する投票区ごとに調製するものとする。

4 市民投票の投票を行う場合においては、投票資格者名簿の抄本を用いるものとする。

(市民投票の実施の告示)

第18条 規則第7条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 投票日
- (2) 市民投票に付する事項
- (3) その他必要な事項

(投票区)

第19条 市民投票の投票区は、公職選挙法第17条の規定の例により設けられた投票区とする。

(投票所)

第20条 規則第8条第1項の規定による同項の投票所(同項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。))を除く。以下同じ。)の設置は、投票区ごとに長崎市選挙管理委員長の指定する場所に行うものとする。

2 規則第8条第1項の規定による期日前投票所の設置は、長崎市選挙管理委員長の指定する場所に行うものとする。

(投票所の開閉時間)

第21条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。

2 期日前投票所は、期日前投票所ごとに市長の指定する時間に開き、閉じる。

(投票管理者)

第22条 市民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票所及び期日前投票所ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、長崎市選挙管理委員長の選任した者をもって充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第23条 長崎市選挙管理委員長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しておくものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第24条 長崎市選挙管理委員長は、第22条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

(投票立会人)

第25条 長崎市選挙管理委員長は、投票所にあつては、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、

投票日の3日前までに、本人に通知するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、期日前投票所にあつては、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、告示日までに、本人に通知するものとする。

3 長崎市選挙管理委員長は、投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を当該投票立会人の立ち会う投票所及び期日前投票所の投票管理者に通知するものとする。

4 長崎市選挙管理委員長は、投票立会人の選任に際しては、中立性の保持に留意するものとする。

5 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつてはその投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

6 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票用紙の交付及び様式)

第26条 投票用紙は、投票の当日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において規則第11条及び規則第12条第5項に規定する投票人に交付するものとする。

2 投票用紙の様式は、様式第13号のとおりとする。

(代理投票)

第27条 規則第12条第3項の代理投票をしようとする投票人は、投票管理者に申請しなければならない。

2 前項の投票人が規則第12条第3項の代理投票をすることができる者であるときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に同項の規定による記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(点字投票)

第28条 視覚に障害を有する投票人は、規則第12条第4項の点字投票をしようとする

きは、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。2 前項の規定による申立てがあった場合は、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

3 前項の投票用紙の様式は、様式第14号のとおりとする。

(期日前投票等)

第29条 規則第12条第5項に規定する期日前投票は、投票の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票について、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができものとする。

(1) 職務若しくは業務又は公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)第15条の4に規定する用務に従事すること。

(2) 用務(前号の公職選挙法施行規則第15条の4に規定するものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

(3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

(不在者投票)

第30条 規則第12条第5項に規定する不在者投票(以下「不在者投票」という。)は、投票日の当日に前条各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人について、公職選挙法施行令の規定の例により置くこととされる不在者投票管理者の管理する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを不在者投票用封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある投票人については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により長崎市選挙管理委員長に送付する方法により行わせることができる。

(投票録の作成)

第31条 投票管理者は、様式第15号の投票録(以下「投票所投票録」という。)を作成

し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、様式第16号の投票録（以下「期日前投票所投票録」という。）を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（投票箱等の送致）

第32条 投票管理者（期日前投票の投票管理者を除く。）は、投票の当日に、その投票箱、投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を第35条に規定する開票管理者に送致しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、その投票箱、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を長崎市選挙管理委員長に送致しなければならない。

（開票区）

第33条 市民投票の開票区は、公職選挙法第18条の規定の例により設けられた開票区とする。

（開票所）

第34条 規則第16条の規定による開票所の設置は、開票区ごとに長崎市選挙管理委員長の指定する場所に行うものとする。

（開票管理者）

第35条 市民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票所ごとに開票管理者を置く。

2 開票管理者は、長崎市選挙管理委員長が選任した者をもって充てる。

（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第36条 長崎市選挙管理委員長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておくものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

（開票管理者又はその職務代理者の氏名の告示）

第37条 長崎市選挙管理委員長は、第35条第2項又は前条第1項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を

告示するものとする。

(開票立会人)

第38条 長崎市選挙管理委員長は、開票所について、各開票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせるものとする。

3 長崎市選挙管理委員長は、開票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知するものとする。

4 長崎市選挙管理委員長は、開票立会人の選任に際しては、中立性の保持に留意するものとする。

5 開票管理者は、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

6 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票者数の算出等)

第39条 開票管理者は、長崎市選挙管理委員長から、当該開票区に係る期日前投票に関し、期日前投票所投票録その他必要な書類等の送致を受け、かつ当該開票区の区域に属する全ての投票区の投票管理者から、投票所投票録その他必要な書類等の送致を受けたときは、開票立会人の立会いの上、直ちに当該書類等を点検し、当該開票区に係る投票資格者の数及び投票した者の数を算出しなければならない。

2 前項の規定により投票資格者の数及び投票した者の数を算出したときは、開票管理者は、直ちにその数を長崎市選挙管理委員長に報告しなければならない。

(市民投票の成立又は不成立の決定)

第40条 長崎市選挙管理委員長は、全ての開票管理者から前条第2項の規定による報告がなされたときは、投票資格者の総数及び投票した者の総数を算出し、規則第17条第1項の規定による当該市民投票の成立又は不成立の決定をするものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定による決定をしたときは、当該決定を開票管理者に通知するものとする。

(開票作業等)

第41条 開票管理者は、前条第2項の規定により市民投票の成立の決定の通知を受けたときは、開票立会人とともに、当該市民投票における各投票所及び各期日前投票の投票所の投票を開票区ごとに混同して投票を点検しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは直ちに様式第17号の開票録その他必要な書類等を長崎市選挙管理委員長に送付しなければならない。

3 前項の開票録には開票に関する次第を記載するものとし、開票管理者は、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

4 開票管理者は、前条第2項の規定により市民投票の不成立の決定の通知を受けたときは、投票管理者から送致を受けた投票箱、投票所投票録その他必要な書類等を、送致を受けた状態のまま、長崎市選挙管理委員長に送付しなければならない。

(開票の参観)

第42条 投票した者は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票の確定)

第43条 長崎市選挙管理委員長は、全ての開票管理者から第41条第2項の規定による書類等の送付を受けたときは、その書類等を調査し、次に掲げる事項を確定するものとする。

- (1) 投票者総数
- (2) 棄権者
- (3) 不受理及び持帰りの数
- (4) 投票の成立又は不成立
- (5) 投票総数
- (6) 有効投票数
- (7) 賛成の投票数
- (8) 反対の投票数
- (9) 無効投票数
- (10) その他必要な事項

(開票結果の告示)

第44条 規則第17条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項及び前条各号に掲げる事項を記載して行うものとする。ただし、市民投票が成立しなかったときは、同条第6号から第9号までの事項を除くものとする。

(1) 投票日

(2) 市民投票に付する事項

(3) 投票日における投票資格者数

(文書の保管)

第45条 長崎市選挙管理委員長は、市民投票に係る文書を、規則第17条第2項の告示後4年間保管するものとする。

(直接請求の例による事項)

第46条 前条までに定めるもののほか、市民投票の請求及び発議に関し必要な事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)に規定する市町村における直接請求の例による。

(選挙の例による事項)

第47条 前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

(その他)

第48条 この規則に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、長崎市選挙管理委員長が別に定める。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

長崎市市民投票規則施行規程様式（案）

（その3）

様式第1号

長崎市市民投票実施請求事項事前確認請求書

(あて先) 長崎選挙管理委員長

長崎市市民投票規則第3条第1項の規定による市民投票の実施を請求するにあたり、次の事項が同規則第2条各号に該当しない事項であることの確認を、長崎市市民投票実施請求書を添えて請求します。

市民投票に付そうとする事項の名称

年 月 日

実施請求代表者

住所

氏名

印

様式第2号

長崎市市民投票実施請求書

(あて先) 長崎市選挙管理委員長

長崎市市民投票規則第3条第1項及び長崎市市民投票規則施行規程第14条の規定により、
次のとおり市民投票の実施請求をします。

1 市民投票に付そうとする事項の名称

2 請求の要旨

年 月 日

実施請求代表者

住所

氏名

印

様式第3号

長崎市市民投票実施請求代表者証明書交付申請書

(あて先) 長崎市選挙管理委員長

市民投票に付そうとする事項の名称

上記の事項について、長崎市市民投票規則第3条第1項の規定による市民投票の実施請求にあたり、実施請求代表者であることの証明書の交付を申請します。

年 月 日

実施請求代表者

住所

氏名

印

生年月日

年

月

日生

様式第4号

長崎市市民投票実施請求代表者証明書

(市民投票に付そうとする事項の名称)

次の者は、長崎市市民投票実施請求代表者であることを証明します。

住所

氏名

印

生年月日 年 月 日生

なお、長崎市市民投票規則第3条第3項に規定する確認は済んでいます。

また、 年 月 日現在の長崎市市民投票規則第3条第1項の規定による
請求資格者の総数の20分の1の数は、 であるので申し添えます。

年 月 日

長崎市選挙管理委員長



様式第5号

長崎市市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書

様

年 月 日に提出された市民投票の実施請求事項が、長崎市市民投票規則第2条各号に該当しないことの確認の請求及び市民投票実施請求代表者証明書の交付の申請につきましては、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

理由

年 月 日

長崎市選挙管理委員長

印

(注) この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより異議申立て又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 異議申立ては、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に長崎市選挙管理委員会に対してすることができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、長崎市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において長崎市を代表する者は、長崎市長です。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 異議申立てをした後に行う処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号

長崎市市民投票実施請求代表者変更届出書

(あて先) 長崎市選挙管理委員長

市民投票に付そうとする事項の名称

上記の事項について、長 発第 号にて請求代表者であることの証明書の交付を受けたところですが、下記の者が長崎市市民投票規則第3条第2項第 号に該当することとなったため、長崎市市民投票規則施行規程第6条第1項の規定により届け出ます。

記

変更する者 住所

氏名

生年月日

変更の理由

年 月 日

実施請求代表者

住所

氏名

印

生年月日

年

月

日生

様式第7号

有効無効 の印	番号	署名年月日	署名者住所			代筆者の住所※		備考
			署名者氏名	印	生年月日	代筆者の氏名	印	
						代筆者の生年月日		
		年	長崎市 フリガナ	印	年 月 日	長崎市 フリガナ	印	
		月 日	氏名			氏名 年 月 日		
		年	長崎市 フリガナ	印	年 月 日	長崎市 フリガナ	印	
		月 日	氏名			氏名 年 月 日		
		年	長崎市 フリガナ	印	年 月 日	長崎市 フリガナ	印	
		月 日	氏名			氏名 年 月 日		
		年	長崎市 フリガナ	印	年 月 日	長崎市 フリガナ	印	
		月 日	氏名			氏名 年 月 日		
		年	長崎市 フリガナ	印	年 月 日	長崎市 フリガナ	印	
		月 日	氏名			氏名 年 月 日		
		年	長崎市 フリガナ	印	年 月 日	長崎市 フリガナ	印	
		月 日	氏名			氏名 年 月 日		

身体の故障又はその他の理由により署名簿の署名ができないときは、他の人に委任をして代筆をさせることができます。

ただし、署名を求めている人は、代筆をすることは出来ません。

様式第8号

長崎市市民投票実施請求署名収集委任状

(市民投票に付そうとする事項の名称)

次の者に対し、長崎市市民投票実施請求のための署名及び押印を求めることを委任します。

受任者

氏名

住所

年 月 日

実施請求代表者

氏名

印

様式第9号

長崎市市民投票実施請求のための署名収集委任届出書

(市民投票に付そうとする事項の名称)

(あて先) 長崎市選挙管理委員長

次のとおり届け出ます。

受任者

氏名

住所

生年月日 年 月 日生

委任の年月日 年 月 日

年 月 日

実施請求代表者

住所

氏名

印

様式第10号

長崎市市民投票実施請求署名収集証明申請書

(あて先) 長崎市選挙管理委員長

長崎市市民投票実施請求 (市民投票に付そうとする事項の名称)
に係る署名簿に署名及び押印をした者が、市民投票の請求資格者であることの
証明を申請します。

年 月 日

実施請求代表者

住所

氏名

印

長崎市市民投票実施請求署名審査録

- 1 署名簿の受理 年 月 日
長崎市市民投票実施請求者署名簿 (冊)
実施請求代表者 (委任者数 名)
- 2 署名審査開始 年 月 日
- 3 審 査
- 4 審査終了 年 月 日
- 5 証明の修正
- 6 署名簿の返付 年 月 日

署名簿の末尾の記載は、有効署名数 、
無効署名数 、総数 である。

上記は、長崎市市民投票実施請求者署名簿についての審査の次第である。

年 月 日

長崎市選挙管理委員会



様式第12号

長崎市市民投票実施請求署名収集証明書

長崎市市民投票実施請求書（市民投票に付そうとする事項の名称）に添えて提出する長崎市市民投票実施請求者署名簿には、 年 月 日付で告示された市民投票の請求権を有する者の総数の20分の1（人）以上の有効署名があることを証明します。

年 月 日

実施請求代表者

氏名

印

反 対	賛 成

(注 意)

一 賛成の人には賛成の欄に、反対の人は反対の欄に○を自書してください。

二 ○のほかは何も書かないでください。

長崎市選挙
管理委員長
之印

否を等長崎市市民投票
についての賛

備考

- 1 投票用紙の印刷の文字は、黒色とする。
- 2 投票証紙に押すべき長崎市長の印は、刷込み式とする。

点 字 投 票	否を等長 崎市民 投票	についての賛
	長崎市長選挙 管理委員長 之印	

備考

- 3 投票用紙の印刷の文字は、黒色とする。
- 4 投票証紙に押すべき長崎市長選挙管理委員長の印は、刷込み式とする。

1	投票所開設場所						
2	投票立会人	氏名	選任年月日	立会時間	参会時間	詳細の時刻及び事由	送致人
①	選挙管理委員長の 選任した者		年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分 ～ 午後 時 分		
			年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分 ～ 午後 時 分		
			年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分 ～ 午後 時 分		
			年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分 ～ 午後 時 分		
②	投票管理者の 選任した者		(参会時刻)	午後 時 分			
			(参会時刻)	午後 時 分			
3	投票所開閉時刻	午前 時 開始			午後 時 閉鎖		
4	投票の状況	投票資格者名簿登録者数	投票者数		不在者投票者数		総数
			投票所での投票者数				
		男女計					
		総数	人	受理と決定した者の数	人		不受理と決定した者の数
①	投票所閉鎖の時刻までに受けた不在者投票	不受理の決定を受けた者		(氏名・性別)			
		代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名・性別)			
②	点字投票者数	総数 人	(男 人 女 人)				
③	代理投票	総数 人	(別紙のとおり)				
④	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)				
⑤	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
⑥	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
⑦	投票拒否の決定をした者	投票の拒否 (代理投票の拒否を除く)	投票人氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		代理投票の拒否					
5	投票所事務従事者	総数 人	(書記 人、 2職員 人、 3その他 人)				

年 月 日 調製
 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
 投票立会人 投票管理者
 投票立会人 投票立会人

1	期日前投票年月日	年 月 日				
2	期日前投票所設置状況					
①	期日前投票所開設場所					
②	期日前投票所を設ける期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
3	投票立会人	氏 名	選任年月日	立会時間	参会時間	辞職の時刻及び事由
①	選挙管理委員長の 選任した者		年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分 ～ 午後 時 分	
			年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	未 前後 時 分	
			年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	申 前後 時 分	
			年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	酉 前後 時 分	
②	投票管理者の 選任した者		(参会時刻)	午後 時 分		
			(参会時刻)	午後 時 分		
4	期日前投票所開閉時刻	午前 時 分 開始 午後 時 分 閉鎖				
5	投票の状況	投票者数				
		男		女		計
①	点字投票者数	総数 人 (男 人 女 人)				
②	代理投票	総数 人 (別紙のとおり)				
③	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)				
④	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
⑤	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
⑥	投票拒否の決定をした者		投票人氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
		投票の拒否 (代理投票の拒否を除く)				
	代理投票の拒否					
6	期日前投票所事務従事者	総数 人 (1書記 人、 2職員 人、 3その他)				

年 月 日 調製
 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
 投票立会人 _____ 投票管理者 _____
 投票立会人 _____

長崎市市民投票開票録

年 月 日 執行

第 開票区

1 開票所開設場所				
2 開票立会人	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由	
① 選挙管理委員長の選任した者				
② 開票管理者の選任した者				
3 開票所開閉時刻				
4 拒否の決定等を受けた投票	受理		不受理	
① 投票の内訳	投票者数	投票総数 (B) + (C) = (A)	有効投票 (B)	無効投票 (C) 票
	人	票	票	無効投票率 (C) ÷ (A) %
② 有効投票の内訳	記号投票	票		
	点字投票	票		

③ 無効投票の内訳	記号投票	所定の投票用紙を用いないもの	○の記号以外の事項を記載したもの	○の記号のほか、他事を記載したもの	○の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの	○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの	○の記号を自書しないもの	白紙投票	
	点字投票	点字用の投票用紙を用いないもの	賛成又は反対以外の事項を記載したもの	賛成又は反対のほか、他事を記載したもの	賛成又は反対をともに記載したもの	賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの	賛成又は反対を自書しないもの	白紙投票	
④ 開票の結果	選択肢	○ (賛成)			× (反対)				
	票数	票			票				
5	開票事務従事者	総数	人	(1書記	人、	2職員	人、	3その他	人)

年 月 日 調製

開票管理者 (職)

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人
開票立会人	開票立会人

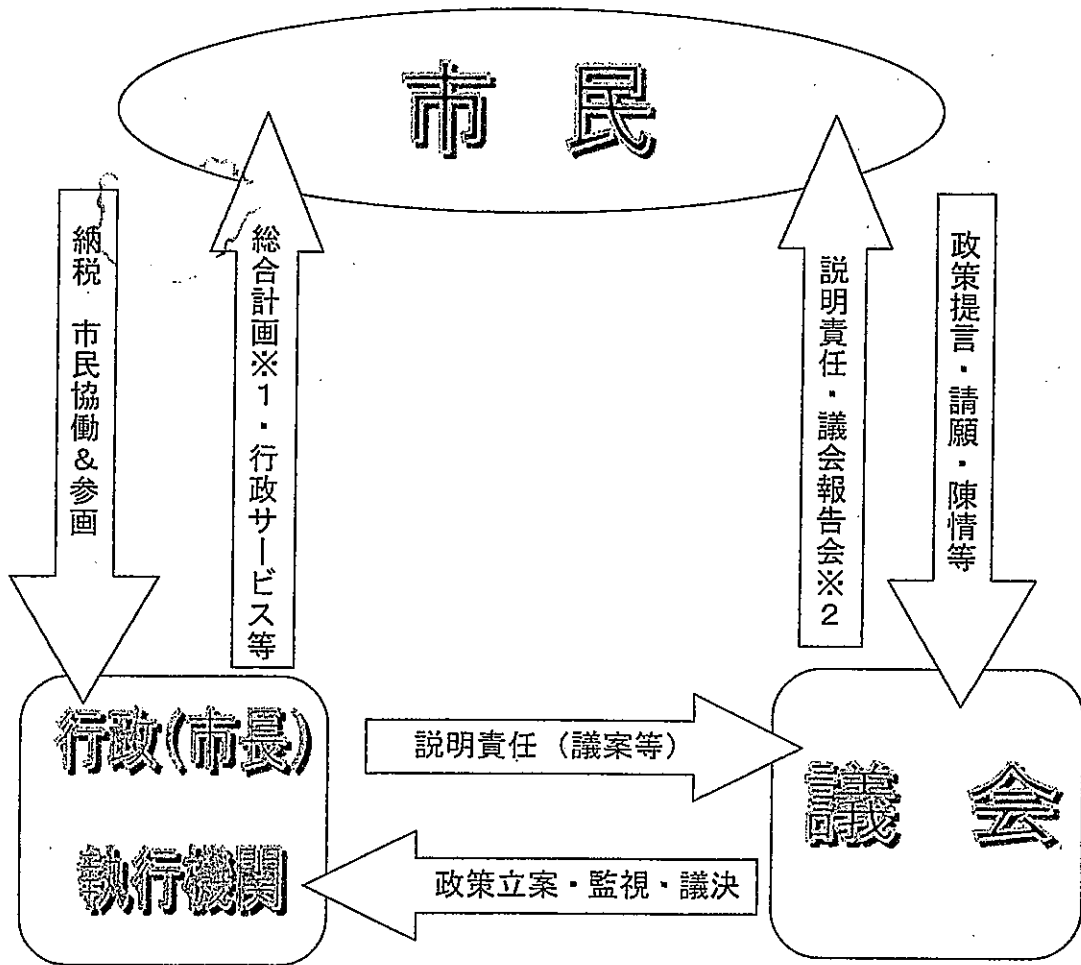
市議会の役割

市議会は、市民に代わってその声を市政に反映するところで、市の意思を決定する議事機関です。

地方自治体では、首長（市長）と議会議員はともに直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制と言います。

二元代表制の特徴は、相互のけん制・抑制と均衡によって首長(市長)と議会が緊張関係を保ち続けることが求められています。すなわち、地方自治体（市）の基本方針を議会は「政策決定」の機能と、「監視・評価」の機能を果たすこととなります。

二元代表制と行政（市）の仕組み



※1 総合計画は、みんなで高浜市をつくっていくための「設計図」です。

※2 高浜市議会基本条例(平成23年4月1日施行)第2章「議会の活動原則」及び第5章「市民と議会との関係」の内容です。

長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持った若者たちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持っています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によって復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちです。

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っており、中には世界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流しようろうながし」に代表される祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となっています。

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まって、訪れる方々をもてなしています。

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えています。

私たちは、将来のこのまちが、「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れたくなるおもてなしに溢れた魅力あるまち」、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするまち」、「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」であることを目指します。

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

(まちづくりの宣言)

第1条 私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまちづくりを進めます。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。

イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。

ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。

エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のもの利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。

オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。

カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。

- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
- (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
- (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
- (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたい魅力あるまちづくり
- (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

(まちづくりの基本原則)

第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
- (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
- (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりにおいて協働すること

(市民の役割)

第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

- 2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。
- 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもしろいやりをもつて、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。
- 4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

(議会の責務)

第6条 議会は、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮します。

- 2 議会に関する基本的な事項については、長崎市議会基本条例（平成22年長崎市条例第37号）によります。

(市長等の責務)

第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に努め、まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。

- 2 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
- 3 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
- 4 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
- 5 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外の都市等と積極的に連携します。
- 6 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。

7 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

(職員の責務)

第8条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。

2 職員は、様々な担い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。

3 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

○長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

平成30年12月26日

条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例（平成27年長崎市条例第39号。以下「基本条例」という。）の趣旨にのっとり、住民等、地域コミュニティ連絡協議会及び本市の役割を明らかにするとともに、本市の支援及び地域コミュニティ連絡協議会の認定等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民等 基本条例第2条第1号に規定する住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等及び事業者をいう。

(2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて顔の見える関係を構築することができる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体であって、第7条第1項の規定による認定を受けたものをいう。

(3) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。

(4) 地区 第7条第1項第1号アからウまでのいずれかの区域をいう。

(5) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組みについて、住民等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経て、住民等が策定した地区独自の長期的な計画をいう。

(住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組みへの参加及び協力を努めるものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の役割)

第4条 地域コミュニティ連絡協議会は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) まちづくり計画に基づく事業の立案及び実施

(2) 地域コミュニティ連絡協議会の構成員間における情報共有及び相互連携

(3) 地区内の住民等に対する情報発信並びに地域コミュニティ連絡協議会への参加促進及び自治会をはじめとする地区内の団体の公益的な活動への参加促進

(市の役割)

第5条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重し、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市の支援)

第6条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進又はまちづくり計画の実現のため、必要があると認めるときは、地域コミュニティ連絡協議会に対し、予算の範囲内において財政上の措置を講ずるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を行うものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の認定等)

第7条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす団体について、地域コミュニティ連絡協議会に認定するものとする。

(1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。

ア 市立の小学校の通学区域を基礎とする区域

イ 連合自治会（統廃合前の小学校の通学区域を基礎とする自治会の連合体に限る。）の区域を基礎とする区域

ウ その他市長が適当と認める区域

(2) 地区を代表する団体（市長が別に定める要件を満たす団体に限る。）であつて、地区の様々な課題に対応できること。

(3) 市長が別に定める事項を記載した規約又は会則を有していること。

(4) まちづくり計画を策定していること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査の上、その認定の可否を決定するとともに、同項の団体の代表者にその旨を書面により通知するものとする。

4 第1項の規定による認定を受けた団体の代表者は、第2項の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

5 前項の団体の代表者は、第1項の要件を満たさなくなった場合又は地域コミュニティ連絡協議会を解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

6 市長は、地域コミュニティ連絡協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による届出をしたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第1項の規定による認定を受けたとき。

(3) 第1項の要件を満たさなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(条例施行後の検討の義務)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

○長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成 31 年 2 月 27 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例（平成 30 年長崎市条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(認定要件)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号ウに規定するその他市長が適当と認める区域は、長崎市社会福祉協議会支部の区域を基礎とする区域とする。

2 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する市長が別に定める要件は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

(1) 次に掲げる割合のいずれかが 100 分の 80 以上であること。

ア 地区内の自治会の総数に対する認定（条例第 7 条第 1 項の規定による認定をいう。以下同じ。）を受けようとする団体を構成する自治会の総数の割合

イ 地区内の自治会に加入している世帯の総数に対する認定を受けようとする団体を構成する自治会に加入している世帯の総数の割合

(2) 連自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、長崎市社会福祉協議会支部、PTA、民生委員児童委員協議会、学校等の相当数の団体を構成されていること。

3 条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 団体の名称、所在地及び活動区域

(2) 活動内容に関する事項

(3) 構成に関する事項

(4) 役員に関する事項

(5) 会議に関する事項

(6) 会計に関する事項

(認定の申請)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定による申請は、地域コミュニティ連絡協議会認定申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 規約又は会則

(2) 体制図

(3) 役員名簿

(4) まちづくり計画

(5) 設立に関する議事録

(認定の通知)

第 5 条 条例第 7 条第 3 項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

(1) 認定する旨の決定をしたとき 地域コミュニティ連絡協議会認定通知書（第 2 号様式）

(2) 認定しない旨の決定をしたとき 地域コミュニティ連絡協議会不認定通知書（第 3 号様式）

(変更の届出)

第6条 条例第7条第4項の規定による届出は、地域コミュニティ連絡協議会変更届出書（第4号様式）に、変更する内容が確認できる書類を添えて行うものとする。

（非該当又は解散の届出）

第7条 条例第7条第5項の規定による届出は、地域コミュニティ連絡協議会／認定要件非該当／解散／届出書（第5号様式）により行うものとする。

（認定取消しの通知）

第8条 市長は、条例第7条第6項の規定により認定を取り消したときは、地域コミュニティ連絡協議会認定取消通知書（第6号様式）により地域コミュニティ連絡協議会の代表者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

地域コミュニティ連絡協議会認定申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名



長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第2項の規定により、地域コミュニティ連絡協議会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 の 名 称		
設 立 年 月 日		
所 在 地		
活 動 区 域	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する 条例第7条第1項第1号で該当するもの	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
自 治 会	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則第3条第 2項第1号で該当するもの	
	<input type="checkbox"/> ア	構成自治会総数（ ）／地区内自治会総数（ ）
	<input type="checkbox"/> イ	構成自治会加入世帯総数（ ）／地区内自治会加入世帯総数（ ）
構 成 団 体		
添 付 書 類		

地域コミュニティ連絡協議会認定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請のあった地域コミュニティ連絡協議会の認定については、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり認定したので通知します。

認 定 番 号		
団 体 の 名 称		
設 立 年 月 日		
所 在 地		
活 動 区 域	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する 条例第7条第1項第1号で該当するもの	
自 治 会	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する 条例施行規則第3条第2項第1号で該当するもの	
構 成 団 体		

地域コミュニティ連絡協議会不認定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請のあった地域コミュニティ連絡協議会の認定については、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第3項の規定により、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

認定しない理由	
---------	--

地域コミュニティ連絡協議会変更届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所

団 体 名

代表者名



認定番号 第 号

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第4項の規定により、地域コミュニティ連絡協議会の認定に係る内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	
添 付 書 類	

第5号様式（第7条関係）

地域コミュニティ連絡協議会 認定要件非該当 届出書
解 散

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所

団 体 名

代 表 者 名



認 定 番 号 第 号

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第5項の規定により、次のとおり届け
出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 認定の要件を満たさなくなった <input type="checkbox"/> 解散する
理 由	
非該当となった年月日又は 解 散 予 定 年 月 日	

地域コミュニティ連絡協議会認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長



長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第7条第6項の規定により、地域コミュニティ連絡協議会の認定を取り消したので、次のとおり通知します

認 定 番 号	
認 定 年 月 日	
団 体 の 名 称	
認定を取り消す理由	

○長崎市地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）の設立促進を図るため、協議会の設立に伴う準備に必要な経費について、予算の範囲内において、地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）に対し、地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ連絡協議会 概ね現行の小学校区（統廃合が行われた小学校にあっては、統廃合前の校区）又は概ね連合自治会の区域を活動範囲として、住民等の多様な主体により構成され、連携・協力を図りながら当該地区の地域自治の推進に努める組織のことをいう。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会 協議会を設立するための準備をしている団体で、規約又は会則等を有する団体のことをいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、準備委員会とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、準備委員会が実施する会議又は広報等に要する経費とし、その経費区分及び内容については、別表のとおりとする。

(交付金の額及び上限額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の額とし、その上限額は、1準備委員会に対し、1年度につき10万円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、事業を実施する年度の2月末日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書及び第2号の収支予算書は、事業計画書兼収支予算書（第1号様式）によるものとする。

3 規則第3条第1項5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 次に掲げる事項を規定した規約又は会則等

ア 名称及び目的

イ 組織構成及び役員に関する事項

(2) 役員名簿

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号から第4号の2までに規定する書類の添付は省略させるものとする。

(事業の変更)

第7条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、事業計画書兼収支予算書において、事業内容に大幅な変更を伴わないと認められる変更又は交付決定金額内における経費配分の変更を行う場合とする。

2 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、規則第6条の交付決定の通知を受けた日以降において、交付申請金額を増額する場合にあっては、市長の承認を受けるべきこととする。

3 規則第5条第3項及び規則第6条の規定は、前項の変更をする場合について準用する。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する別に定める期日は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又はその翌年度の4月30日までのいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支決算書は、事業報告書兼収支決算書(第2号様式)によるものとする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 領収書等の写し

(2) 実施状況や実施結果等が確認できる書類又は写真等

(交付金の交付)

第10条 交付金の交付は、規則第15条ただし書の規定により、概算払により行うものとする。

(関係書類の整備)

第11条 準備委員会は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を整備し、当該事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係) 交付対象経費

経費区分	主な内容
謝礼金	講師等に対する謝礼金等
消耗品費	事務用品等
食糧費	会議時の茶代等(懇親会等に係る経費を除く。)
印刷製本費	資料の印刷代等
通信運搬費	切手、はがき等
保険料	まち歩きに係るイベント保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料等
その他	その他、特に市長が必要と認める経費

第1号様式（第6条関係）

事業計画書兼収支予算書

1. 事業計画

事業内容	実施予定時期・回数	備考
その他特記事項		

2. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	内訳
合計		

3. 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	内訳
合計		

第2号様式（第9条関係）

事業報告書兼収支決算書

1. 事業報告

事業内容	実施時期・回数	備考
事業の効果・評価		
その他特記事項		

2. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減額	内訳
合計				

3. 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	増減額	内訳
合計				

長崎市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、市長との二元代表制の特性を基礎とする議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した自治体構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与するとともに、被爆都市の議会として、「長崎を最後の被爆地に」するため、世界の恒久平和実現を目指す。

このために、本市議会は、情報の公開、市民の参画機会の保障、政策の立案、市政への関与など、より一層、市民の負託にこたえなければならない。また、本市議会議員は、市民の公共的な意思の代表者として自覚を持ち、倫理を重んじ、自主・自立を原則として活動しなければならない。

本市議会は、これらの理念と目的を達成することを誓い、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 本市の意思決定を行う議決機関として、議会の権能を最大限に発揮すること。
- (2) 市民に対し、開かれた議会として、情報を積極的に公開し、可能な限り市民の参画機会を保障すること。
- (3) 被爆都市として、「長崎を最後の被爆地に」するため、世界の恒久平和実現に向けて取り組むこと。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の代表機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (3) 適正な市政運営が行われるよう、市民本位の立場から市長等による事務の執行を監視し、評価すること。
- (4) 言論の府及び合議制の機関として、議員間討議を積極的に行い、議会全体の合意形成を目指すこと。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市民の直接選挙によって選ばれた公職にある者として、倫理を重んじること。
- (3) 言論の府及び合議制の機関である議会を構成する一員として、議員間討議を尊重すること。
- (4) 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査、研修等を通じて、自己の能力及び資質の一層の向上に努めること。

(会派)

第6条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。
2 会派は、政策決定、政策立案、政策提案等に際して、議論を尽くし、その意思を表明することができる。

第3章 市民と議会との関係

第7条 議会は、すべての会議を原則公開とし、市民に対して議会活動に関する情報を積極的に発信し、議会の透明性を高めるよう努めなければならない。

- 2 議会は、参考人制度等を積極的に活用し、市民等の意見を聴くよう努めなければならない。
- 3 議会は、市民の多様な参画機会の創出に努めなければならない。
- 4 議会は、必要な政策立案及び政策提案により、住民自治の発展に努めなければならない。

第4章 市長等と議会との関係

第8条 議会審議における市長等と議会との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議及び委員会における審議、審査等は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長が提案する政策、予算、決算等については、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。
- (4) 議会は、本会議及び委員会における議員の要望等への対応状況について、市長に報告を求めるものとする。

第5章 議会の機能強化

第9条 議会は、市長等による事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提案に関する議会の機能を強化するものとする。

- 2 議会は、議員間討議が積極的に行われるよう会議を運営するものとする。
- 3 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、必要な機関を設置することができる。
- 4 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もつて政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催することができる。
- 5 議会は、他の自治体の議会と政策、議会運営等について意見交換等を行うことにより、積極的に交流及び連携を図るものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第10条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期開始後、速やかにこの条例等に関する研修を行うものとする。

- 2 議会は、議員の政策立案及び政策提案の能力向上のため、研修の充実強化を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第11条 議会は、議会の政策立案及び政策提案の機能を向上させるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第12条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第7章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第13条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 前項の規定の趣旨にのっとり、議員の政治倫理、政務活動費、議員定数、議員報酬、議決すべき事件等については、別に定める。(平25条例1・一部改正)

(見直し手続)

第14条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について議会運営委員会において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月2日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。